



本市では、飼い主のいない犬や、けがなどで保護された猫を新たな飼い主へつなぐ譲渡に取り組んでいます。令和2年度は、犬と猫合計144頭が譲渡されました。さらに譲渡を推進するため、市動物愛護センター「宮わんにやんパーク」(竹林町)をリニューアルしました。

▼犬猫の譲渡を受けるための条件

犬や猫を譲り受けるためには条件があります。

詳しくは、市HPをご覧ください。

▼犬猫の譲渡を受けるまでの流れ

①市HPで譲渡動物情報を確認します。

②譲渡を希望する犬や猫がいる場合、電話で、生活衛生

ID 1005585

ID 1005586

課へお問い合わせください。

③譲り受けを希望する本人が来所し、直接、犬や猫を確認。

その後、新しい飼い主を待つ犬や猫と、譲り受けを希望する人の条件が合うか、ヒアリングをします。譲り受けを希望する場合には、飼い主の心得をお話しし、犬や猫をいつまでも適正に大切に飼育できることを確認します。

▼譲渡動物情報メール配信サービス

保健所から譲渡する犬猫の情報や、新しい飼い主を募集している人の犬猫の情報と連絡先を、登録したアドレスにメールで配信するサービスを行っています。

詳しくは、市HPをご覧ください。

問 生活衛生課 (626)1108